

(工学部内規程第40号)

鳥取大学工学部編入学に関する取扱規程

(趣旨)

第1条 編入学に関する取扱いについては、他の法令又は規則に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(選考)

第2条 編入学を志願する者の選考は、学力検査、面接試問及び出身校の成績により総合して行う。ただし、学力検査を課さないで選考することもできる。

2 学力検査等については、学生募集要項で定める。

(単位認定)

第3条 編入学を許可された者については、申請に基づき単位を認定することができる。

2 全学共通科目の単位認定は、各学科の定める最低修得単位数以内で認定することができる。

3 専門科目の単位認定は、40単位以内で認定することができる。

4 単位の認定は入学を許可したときに行い、成績の評語は「認定」と表示する。

5 単位の認定は、教授会が行う。

(編入年次等)

第4条 編入学生は、第3年次に編入する。

2 編入学生は、4年を超えて在学することができない。

3 休学期間は、通算して2年を超えることができない。

(雑則)

第5条 卒業所要単位数及び履修については、編入学した者が属する年次の在学者の履修規程を適用する。

附 則

1 この規程は、平成7年4月1日から施行する。

2 平成7年3月31日以前の編入学者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

1 この規程は、平成9年4月1日から施行する。

2 平成9年3月31日以前の編入学者については、この規程による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年6月19日から施行する。